

中小企業・農林水産業輸出代金保険約款・新旧対照表

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|---|----|
| 中小企業・農林水産業輸出代金保険約款 平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00005 沿革 (略) <u>令和 7 年 12 月 22 日 一部改正</u> | 中小企業・農林水産業輸出代金保険約款 平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00005 沿革 (略) | |
| (保険契約の訂正) 第 17 条の 2 保険契約者は、保険申込み又は内容変更等の通知の内容の訂正を申請することができ、その場合においては、原則として内容変更等通知期限までに、当該訂正の内容を収録した書面を日本貿易保険に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。 | | |
| (贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務等) 第 17 条の 3 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法及び刑法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。 2 (略) | (贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務等) 第 17 条の 2 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法及び刑法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。 2 (略) | |
| (保険金受取人) 第 20 条 被保険者は、保険金請求事務を被保険者の代わりに行い、被保険者のために保険金を受領する者として保険金受取人を定めることができる。 <u>保険金受取人は、日本貿易保険が特に認めた場合を除き、1名とする。</u> 2 ~ 4 (略) | (保険金受取人) 第 20 条 被保険者は、保険金請求事務を被保険者の代わりに行い、被保険者のために保険金を受領する者として保険金受取人を定めることができる。 2 ~ 4 (略) | |
| (保険金の請求) 第 21 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に第 27 条第 1 項に規定する権利行使等の委任についての委任状（ただし、同項に規定する担保権者等が存在す | (保険金の請求) 第 21 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に第 27 条第 1 項に規定する権利行使等の委任についての委任状（ただし、同項に規定する担保権者等が存在す | |

| | | |
|---|---|--|
| <p>る場合には、当該担保権者等の同意が得られた場合に限る。）、損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。なお、第12条第2項又は第3項に規定する権利行使等の委任が保険金請求時においても有効である場合においては、本条に基づく委任状は提出されているものとみなす。</p> <p>2 前項の請求は、第12条に定める損失等発生通知を行った日以降、決済期限から9月以内（第2条第12号の事由による損失がてん補される場合にあっては、決済期限から3月を経過した日以降、決済期限から9月以内）に行うものとする。ただし、<u>保険金請求人が保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請し、日本貿易保険が特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>6 保険契約者が、一の輸出契約について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合には、保険金請求人は、保険金の支払の請求を同時にを行うものとする。ただし、同時に請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金の支払を請求するものとする。</u></p> | <p>る場合には、当該担保権者等の同意が得られた場合に限る。）、損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。なお、第12条第2項又は第3項に規定する権利行使等の委任が保険金請求時においても有効である場合においては、本条に基づく委任状は提出されているものとみなす。</p> <p>2 前項の請求は、第12条に定める損失等発生通知を行った日以降、決済期限から9月以内（第2条第12号の事由による損失がてん補される場合にあっては、決済期限から3月を経過した日以降、決済期限から9月以内）に行うものとする。ただし、日本貿易保険が<u>特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>3～5 (略)</p> | |
| <p>(手続事項)</p> <p><u>第38条 この約款に基づく手続については、日本貿易保険がその時々においてそのホームページ上で対外的に周知する手続に基づいて行うものとする。</u></p> | <p>(手続事項)</p> <p><u>第38条 この約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が手続細則として別に定める。</u></p> | |
| <p>附 則</p> <p><u>この改正は、令和8年2月2日から実施する。</u></p> | | |